

徳島県勝浦郡勝浦町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

◆より開かれた身近な議会に

行財政改革のなか、「開かれた議会」を目標に、一般質問における一問一答方式の採用など、議会改革を進めてきました。

しかし、平成23年7月の議会議員改選後、議員間で、二元代表制としての責務である行政チェック機関の役割を果たしているのか、あるいは議会のみならず住民がそのことを理解しているのかとの疑問を抱き「より開かれた身近な議会に」という更なる議会改革への機運が高まり、平成24年4月から大学教授を講師に迎え研修を重ねました。

その結果、少人数議会における弊害が浮かび上がってきました。

◆通年会期制の導入

当時、二つの常任委員会とも構成員数が5名という少人数で構成されていたため、重要課題における審議においては、慣例的にはほぼ全議員の出席のもと、委員会が開かれていました。

そういった背景もあり、委員会を廃止し、本会議で審議してはという意見でまとまり、当時、四国では初めての自治法改正法による「通年会期制」導入を決定し、条例や会議規則の改正に着手しました。

◆条例・会議規則の改正

I 親しみやすいネーミング

「通年の会期制」というものの、町民にはわかりづらいことから、毎年春に勝浦川河畔を会場に開催している「勝浦川マラソン大会」にちなみ、「一年を通じて走り続ける議会」ということで、「勝浦町マラソン議会」と命名しました。

さらに、従来の定例会にあたる6月議会を清流勝浦川で鮎漁が盛んになることから「若あゆ会議」として7月に開催し、以下9月議会を町の花がコスモスであることから「コスモス会議」、12月議会を町の基幹作物であるみかんから「ミカン会議」として11月に、3月議会を今や全国的にも有名となった、町の大イベントでもある「ビッグひな祭り」にちなんで「ひな会議」として開催することとしました。

II 「読会制」導入でスムーズな議会運営

常任委員会を置かないこととするため、三読会制によって議案を審議することが適当であると考え、「読会制」を導入しました。

従来の勝浦町議会では、委員会は議案の付託を受けて審査するのではなく、あらかじめ提案に先立って、会期外に説明をうけて実質的な審査を行っていま

した。

これが住民から見れば、「議会は何をしているのかわからない」という思いを増幅する結果となってきたのではないかという反省からでした。

公開の場で開催する本会議中心の審議を行い、一部始終を見ていただくことが大切と考えました。

まず、第一読会では、提出議案の総括説明として、町長から大まかな考え方や理由を聞き、議員は全体的、政策的な考えに限った総括質疑を行います。

ここで、議長も質疑に加わる場合は、「一般討議」を宣告します。

第一読会終了後、議案の精読期間を設け、この間に一般質問を行います。

次に、第二読会では、議案の逐条審議のため、担当課長出席のもと、詳細説明を求めます。

議員は、執行方法等の詳細質疑を行い、修正案や修正動議がある場合は、休憩を取り、議会運営委員会を開いて審議し、再開後、原案と合わせて質疑を行い、町長は第三読会を開くまでに議案を作成して提出することとしています。

第三読会では討論、採決を行うこととしています。

修正案がある場合は、その説明、質疑の後討論、採決と進めることとしております。

なれないところもあって、試行錯誤が続いていますが、全体的には審議がスムーズに流れ、効率的な議会運営となっています。

Ⅲ自由討議で幅広い議論

「議会は議論の場である」という基本理念のもと、議案によっては議員間でそれぞれの意見を述べる自由討議の場を第二読会に設けています。

自由討議は、本会議場で行い、理事者側は退席することとしておりますが、一般傍聴者は引き続き、傍聴していただきます。

今まで、全員協議会で行ってきたことを本会議場で、議長も加わって、議員同士で自由に質疑し、意見を述べることができ、他の議員の考え方を参考にしながら、幅広い議論ができております。

議長は説明員に対する質疑が終了したときは、退席を指示し、本会議の音声及び映像は庁舎内に配信しています。

◆参考人招致

平成25年7月会議には、後藤田正純衆議院議員と総務省の岡理事官を招致し、町の一般事務ではないけれど、住民生活に直結する次のことについて、意見を伺いました。

①TPPについて

②中山間地域での農業振興について

③道州制について

④選挙制度改革について

⑤憲法改正について

オレンジの輸入自由化によって、町の基幹産業であったミカン栽培が大打撃を受けた経験を持つ勝浦町にとって、国策に対し、深い理解が必要との思いからでした。

◆「町民の声に対する質問」の導入

二つの常任委員会を廃止したことで、提出議案以外の課題について審議する場が少なくなったことから、議員の日常活動で町民から耳にした課題について、会議日に質問できるコーナーを「町民の声に対する質問」として設けています。

2 住民に開かれた議会

◆「町民とのキャッチボール」懇話会

「より開かれた身近な議会に」を目指すうえでは住民との直接の意見交換が必要不可欠であるとの考えから、平成26年9月から「町民とのキャッチボール」と題した懇話会を「民生委員児童委員会」や「勝浦町の高校生の通学を考える会」など、団体を対象とした懇話会を実施しています。

懇話会には、議員全員が出席し、あらゆる問題点や、一般質問でも取り上げられていた課題の実現が熱心に話し合われました。

最近では、地方創生について、青年会、婦人会、老人会、移住者支援グループなどの団体と懇話会を開催して意見交換を行い、その際の内容を参考に、徳島県内でいち早く立ち上げた勝浦町議会地方創生特別委員会で「勝浦町地方創生総合戦略提言書」としてまとめ、理事者側に提言しました。

この提言書は、先に述べた団体以外にも、全議員自ら住民の声と要望をあらゆる項目について、精力的に調査したものとなっており、この提言書の内容が町当局の「勝浦町地方創生総合戦略」にいかされています。

◆読んでもらえる「議会だより」

ケーブルテレビなどの議会放映が未整備である本町にとって、定例会後に発行される議会だよりが、議会報告唯一のツールとなっていることから、議会だよりの充実には特に力を注いでいます。

本町議会だよりは、平成25年度全国議会広報コンクールで奨励賞を受賞するまでに成長していますが、さらなる向上を目指し、研修を重ねながら内容の充実に取り組んでいます。

読んでもらえる議会だよりとして、インパクトのある表紙、的確で簡素なタイトル、読みやすくわかりやすい表現などを重視し、議会事務局の力を借りることなく、写真撮影からデザイン、編集に至るまでの全てを議員自らの力で作成しています。

また、議会広報に関する編集など、広報活動全般に対して住民からの意見を反映した広報誌を目指し、モニター制度を導入しています。

「議会広報モニター隊」として定数 10 名のモニターを委嘱し、アンケートを寄せていただき、次号の編集の参考としています。